

〔R0122〕 建築士法

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。
2. 都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においても、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことができる。
3. 建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から、建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。

〔R0122〕 正答 4

1. 正しい。士法23条1項により、一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、法23条の5により、登録を受けたものは「開設者」となる。
2. 正しい。士法23条の2により、建築士事務所について登録を受けようとする者は、所定の事項を記載した登録申請書とその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。登録を受けた都道府県以外での業務は可能であり、他の都道府県知事の登録は不要である。
3. 正しい。士法24条4項により、管理建築士は、建築士事務所の開設者と異なる場合、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。さらに、同条5項で開設者は管理建築士の意見を尊重しなければならないと規定されている。なお、士法24条の4及び士法規則21条1項八号により、この意見の概要は、帳簿の記載事項とされている。
4. 誤り。士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理の業務（いずれも延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係るものに限る）を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。